

母子生活支援施設の活用についての提案

平成29年度にとりまとめられた社会的養育ビジョンでは、①家庭養育の優先②代替養育における家庭的養育（養子縁組と里親）の推進の二つが充実目標として示されている。その中でも家庭養育の優先においては母子生活支援施設の活用が有効と考えられる。また、都道府県社会的養育推進計画の策定要領の中に挙げられている、市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組として

- i:子育て世代包括支援センターの普及について
- ii:市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及について
- iii:市区町村の支援メニューの充実について（ショートステイ、トワイライトステイ事業等）
- iv:母子生活支援施設の活用について

とも示されている。

母子生活支援施設等と行政が協働・連携することにより様々な課題を抱えたひとり親家庭等の支援をする事が出来る。しかし、母子生活支援施設の機能を活用し、幅広い利用者や課題に対して質の高い支援を展開していくにあたっては、施設が安定した経営をしていることが必要不可欠である。これらの事を鑑みて、母子生活支援施設等と行政が協働・連携して活用される機能として【家族の再構築】【産前産後の妊婦の支援】【地域の子育てへの支援】の三つと、母子生活支援施設の活用にあたり安定した経営と、母子が安心して地域で生活していける為の提言として【入所措置権限の緩和】【暫定定員の緩和】【加害男性の更生プログラムの義務化】の三つを、項目を挙げて以下に示していきたい。

【家族の再構築】

・親子再統合の支援

→母子生活支援施設は家庭養育の機能を補完支持する機能を持っている。児童養護施設、乳児院を退所し、地域で養育しようとする母に対し、母子生活支援施設を活用する事で、母子の生活実態にふれることができ、専門性の高い職員と共に子育てをする事が出来る。また、必要に応じて見守りや危機介入をする事もでき、児童相談所等の関係機関に必要な情報を提供し連携しながら支援することが出来る。家庭での養育を支えていく中で、母と子が一緒に心を通わせ、一つの「家族」を家庭の中で体験しながら親子関係の再構築をする事が出来る。そして、地域にその家庭を送り出す中間的施設としての役割も持っている。

・親子関係の再構築後の生活の維持のための連携《子育てのレスパイト》

→児童養護施設や乳児院等から親子再統合をした場合、母と子のライフサイクルの変化や、子育てにおける体力的、精神的疲労が発生する事も考えられる。そういった状況の中、親子別々でのケアとして、施設間で協力をして、子どもを馴染みのある児童福祉施設等へ期間を決めて外泊する事が出来れば、一時的に生活空間を別にする事ができ、母・子ともにリフレッシュをする事が出来る。

【産前産後の妊婦の支援】 **社会的養育体制『子どもの最善の利益』**

・(特定) 妊婦についての支援

→平成23年7月から、特に支援が必要であると認められる妊産婦を母子生活支援施設に一時保護を行い、出産後は通常の入所に切り替えることにより、妊娠期からの切れ目のない支援が可能となった。課題のある産後の母親を受け入れ、母子生活支援施設の専門的な養育支援と見守り体制の中で育児をサポートし、母子の生活

安定を図る事で、深刻な虐待リスクを回避する事が出来る。しかし現状、母子生活支援施設の利用は少ない。その為、特定妊婦の出産後の母と子の生活の場としても母子生活支援施設を活用していくべきである。

【地域の子育てへの支援】 社会的養育体制『安心安全な家庭養育に向けた体制づくり』

・市町村子ども家庭総合支援拠点機能を母子生活支援施設にも設置

→退所した母子はその地域で生活する事も多い為、拠点を設けることで退所後も拠点の利用を通じて、関わりを継続していく事が可能でありアフターケアにも繋がる。

→地域には支援が必要であるが支援に繋がっていない家庭がまだまだ多く、問題が潜在化しているケースもある。入所世帯のみではなく、地域の中にある施設として、また、専門性の高い窓口として、地域の身近な相談窓口として実践する事が出来る。

→特定妊婦対応をはじめ、産前・産後のサポートや地域の子育て中の親子の交流促進等、母子生活支援施設の機能を生かした切れ目のない支援を行う事が出来る。

→行政等と連携することにより、要保護児童やその家庭を然るべき機関へ繋ぐ事ができ、要支援児童やその家庭はショートステイやトワイライトステイなどの子育て支援の事業が出来る。結果、虐待の予防的な支援になる。

→市町村の相談窓口が閉所している時間帯でも専門性が高い職員による相談を受ける事が出来る。

【入所措置権限の緩和】 社会的養育体制『パーマネンシーの保障』

・入所措置を市町村だけでなく、児童相談所、女性相談所も可能に

→市町村によって措置の判断に差があり、財政的な問題から措置に至らなかったり、措置期間も様々な実態が現状である。くわえて、市町村が措置を躊躇する為、婦人相談所が相談者の子どもと母親を分離し、子どもを児童福祉施設に措置するケースもあり、児童福祉施設や医療機関との連携、また市町村の措置だけでは円滑な施設活用に繋がらない恐れがある。その為、市町村の相談窓口専門性の高い職員の配置、並びに児童相談所、女性相談所に母子担当の配置が必要であると考えられる。

【暫定定員の緩和】

・一時保護の受け入れ世帯も定員数に反映

→子どもの貧困や生活困窮など、母子を取り巻く環境の悪化で母子世帯は増加傾向にあり、ニーズは拡大している。一時保護の受け入れは多いが、市町村の理解不足や地理的利便性の悪さで、入所での暫定定員を取らざるを得ない施設もある。暫定定員になると、職員配置数の減員や措置費の減額等により支援の質の低下につながる。母子生活支援施設が適切な支援を継続していく為には、認可定員を維持することが必要不可欠であり、児童福祉施設等の一時保護の受け入れに積極的な施設に対しての暫定定員を緩和すべきである。

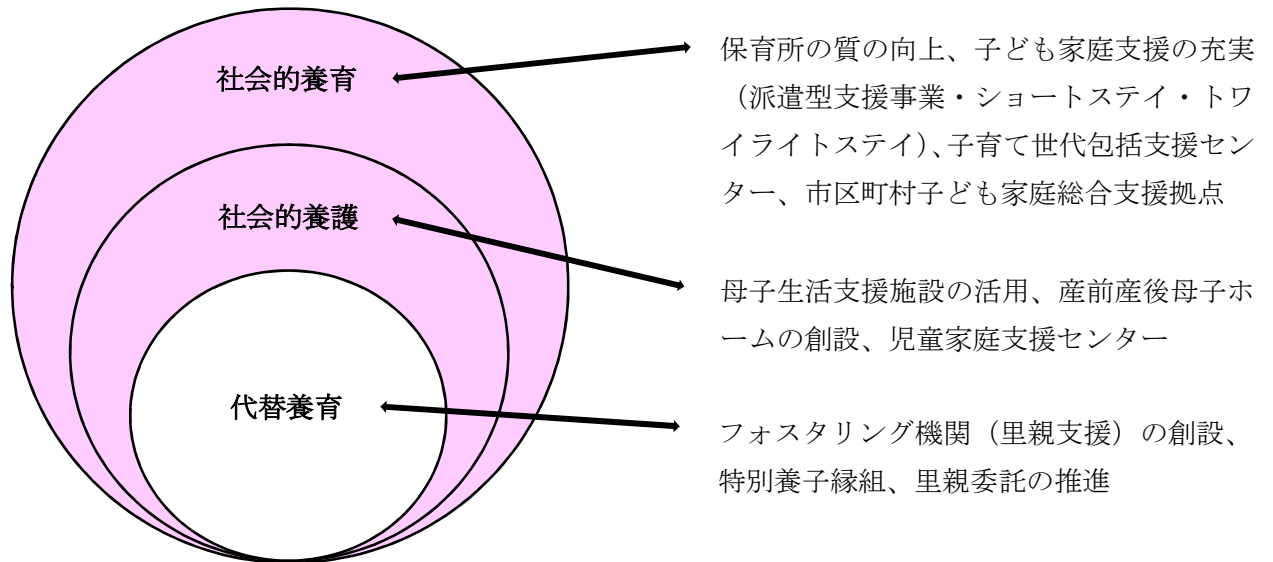
【加害男性の更生プログラムの義務化】

・暴力、虐待の加害男性への更生プログラムの義務化

→母子生活支援施設を利用する母子の夫、もしくは内縁の夫の暴力は繰り返し、執拗なものであり、たとえ裁

判離婚が出来たとしても、母子は恐怖を感じながら生活を続けなければならない。子どもの生き生きとした将来も担保する為にも、加害男性への強制的、義務的更生プログラムの実践が必要と考える。

社会的養育ビジョンの全体イメージ図



参考

全国母子生活支援施設協議会「都道府県協議会等の活動の手引きー都道府県社会的養育推進計画策定（都道府県推進計画見直し）への対応」

http://zenbokyuu.jp/boshi_docs/pdf/katsudou_tebiki.pdf（最終アクセス 2018年10月24日）